

別表1 評価等の業務に関する料金 (特記なき限り、消費税込(税率10%)とする)

①一戸建ての住宅

(単位:円)

	基本料金	選択項目加算額
200 m ² 以内	55,000 [60,500]	2,200×B
200 m ² 超 300 m ² 以内	66,000 [71,500]	
300 m ² 超 500 m ² 以内	93,500 [99,000]	
500 m ² 超	共同住宅等の料金表に準じる	

B: 選択項目加算数

※延べ面積が 300 m²以内で耐震性を構造計算(基礎、横架材のみを構造計算により検討しているものは除く)により検討する場合は基本料金に 16,500 円を加算する。

※ [] : 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二. 第 1 項に規定する長期使用構造等確認の申請、及び、第 2 項に規定する併願申請に適用する。

※評価書又は確認書(以下、評価書等という)の郵送を希望する場合は 2,200 円を加算する。

②共同住宅等

(単位：円)

	基本料金	選択項目（住戸数）加算額
200 m ² 以内	49,500 [63,800]	(20,900+2,200×B) ×M×β
200 m ² 超 300 m ² 以内	61,600 [79,200]	
300 m ² 超 500 m ² 以内	91,300 [117,700]	
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	143,000 [185,900]	
1,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	276,100 [358,600]	
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	385,000 [500,500]	
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	627,000 [815,100]	
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	1,232,000 [1,601,600]	
20,000 m ² 超 30,000 m ² 以内	1,837,000 [2,388,100]	
30,000 m ² 超	2,442,000 [3,174,600]	

- M：共同住宅等の評価対象戸数、β：同一間取低減係数（ただし、 $0.5 \leq \beta \leq 1$ ）、B：選択項目加算数
- ※延べ面積 500 m²以内で評価対象戸数が 1 の場合は戸建て住宅の料金表を準用する
 - ※延べ面積が 300 m²以内で耐震性を構造計算（基礎、横架材のみを構造計算により検討しているものは除く）により検討する場合は基本料金に 16,500 円を加算する。
 - ※ []：住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二. 第 1 項に規定する長期使用構造等確認の申請、及び、第 2 項に規定する併願申請に適用する。
 - ※5-2. 一次エネルギー消費量等級において共用部を含む住棟で評価する場合は 352,000 円を加算する。
 - ※評価書等の郵送を希望する場合は 2,200 円を加算する。

別表 2-1 評価等の業務の変更申請に関する料金

(当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認(以下、設計住宅性能評価等という。)をセンターから受けている場合)

(センターが設計住宅性能評価等審査中であった住宅の計画を大規模に変更する場合)

(特記なき限り、消費税込(税率 10%)とする)

①一戸建ての住宅

(単位：円)

延べ面積	基本料金	選択項目加算額
200 m ² 以内	27,500 [30,250]	1,100×B
200 m ² 超 300 m ² 以内	33,000 [35,750]	
300 m ² 超 500 m ² 以内	46,750 [49,500]	
500 m ² 超	設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請の際に用いた基本料金と選択料金の合計の2分の1の額とする。	

B：選択項目加算数

※延べ面積が 300 m²以内で耐震性を構造計算(基礎、横架材のみを構造計算により検討しているものは除く)により検討する場合は基本料金に 8,250 円を加算する。

※ []：住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二. 第 1 項に規定する長期使用構造等確認の申請、及び、第 2 項に規定する併願申請に適用する。

※評価書等の交付は電子交付を原則とし、書面で発行し郵送を希望する場合は 2,200 円を加算する。

②共同住宅等

(単位：円)

延べ面積	基本料金 (※1)	加算額 (住棟)		加算額 (住戸)	
		構造	3 事項 (※2)	温熱	住戸数・ 7 事項 (※3)
200 m ² 以内	12,100 [13,200]	20,900 [27,500]	9,900 [14,300]	8,250×住戸 数	1,100 × Σ (mi)
200 m ² 超 300 m ² 以内	26,400 [33,000]	50,600 [67,100]	25,300 [34,100]		
300 m ² 超 500 m ² 以内	34,100 [44,000]	67,100 [86,900]	33,000 [42,900]		
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	41,800 [52,800]	81,400 [104,500]	40,700 [53,900]		
1,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	81,400 [104,500]	160,600 [211,200]	80,300 [105,600]		
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	148,500 [193,600]	294,800 [388,300]	147,400 [193,600]		
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	259,600 [337,700]	515,900 [677,600]	257,400 [338,800]		
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	447,400 [625,900]	951,500 [1,252,900]	475,200 [627,000]		
20,000 m ² 超 30,000 m ² 以内	691,900 [899,800]	1,364,000 [1,800,700]	680,900 [899,800]		
30,000 m ² 超	845,900 [1,098,900]	1,666,500 [2,200,000]	832,700 [1,100,000]		

(※1) 基本料金はすべての変更において適用する。

(※2) 3 事項 (火災、劣化、維持) はこのうち一事項でも変更すれば適用する。

(※3) 7 事項は変更事項ごとに適用するが、Σ (mi) は 7 事項のうち、変更がある事項ごとの住戸数の和で、 $1,100 \times \Sigma (mi)$ 円の限度額は、 $2,200 \text{ 円} \times \text{評価対象住戸数}(M) \times \text{同一間取低減係数}(\beta)$ とする。7 事項は、火災・維持・空気・光視・音・高齢・防犯。

(※4) 長期使用構造等確認に関する申請書の記載事項のみの変更については、1 住戸につき 2,200 円とする。

※ [] : 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二. 第 1 項に規定する長期使用構造等確認の申請、及び、第 2 項に規定する併願申請に適用する。

※5-2. 一次エネルギー消費量等級において共用部を含む住棟で評価する場合は 176,000 円を加算する。

※延べ面積 500 m²以内で評価対象戸数が 1 の場合は戸建て住宅の料金表を準用する

※延べ面積が 300 m²以内で耐震性を構造計算 (基礎、横架材のみを構造計算により検討しているものは除く) により検討する場合は基本料金の 8,250 円を加算する。

※評価書等の郵送を希望する場合は 2,200 円を加算する。

別表 2-2 評価等の業務の変更申請に関する料金

(当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価等をセンター以外の者から受けている場合)

(特記なき限り、消費税込(税率10%)とする)

①一戸建ての住宅

(単位：円)

	基本料金	選択項目加算額
200 m ² 以内	55,000 [60,500]	2,200×B
200 m ² 超 300 m ² 以内	66,000 [71,500]	
300 m ² 超 500 m ² 以内	93,500 [99,000]	
500 m ² 超	共同住宅等の料金表に準じる	

B：選択項目加算数

※延べ面積が 300 m²以内で耐震性を構造計算(基礎、横架材のみを構造計算により検討しているものは除く)により検討する場合は基本料金に 16,500 円を加算する。

※ []：住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二. 第 1 項に規定する長期使用構造等確認の申請、及び、第 2 項に規定する併願申請に適用する。

※評価書等の郵送を希望する場合は 2,200 円を加算する。

②共同住宅等

(単位：円)

	基本料金	選択項目（住戸数）加算額
200 m ² 以内	49,500 [63,800]	(20,900+2,200×B) ×M×β
200 m ² 超 300 m ² 以内	61,600 [79,200]	
300 m ² 超 500 m ² 以内	91,300 [117,700]	
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	143,000 [185,900]	
1,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	276,100 [358,600]	
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	385,000 [500,500]	
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	627,000 [815,100]	
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	1,232,000 [1,601,600]	
20,000 m ² 超 30,000 m ² 以内	1,837,000 [2,388,100]	
30,000 m ² 超	2,442,000 [3,174,600]	

- M：共同住宅等の評価対象戸数、β：同一間取低減係数（ただし、 $0.5 \leq \beta \leq 1$ ）、B：選択項目加算数
- ※延べ面積 500 m²以内で評価対象戸数が 1 の場合は戸建て住宅の料金表を準用する
 - ※延べ面積が 300 m²以内で耐震性を構造計算（基礎、横架材のみを構造計算により検討しているものは除く）により検討する場合は基本料金に 16,500 円を加算する。
 - ※ []：住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二. 第 1 項に規定する長期使用構造等確認の申請、及び、第 2 項に規定する併願申請に適用する。
 - ※5-2. 一次エネルギー消費量等級において共用部を含む住棟で評価する場合は 352,000 円を加算する。
 - ※評価書等の郵送を希望する場合は 2,200 円を加算する。

別表 2-3 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明に関する料金
(特記なき限り、消費税込(税率10%)とする)

(単位：円)

区分	(ろ)評価料金
当該計画の変更に係る直前の長期使用構造等確認(併願申請を含む)をセンターから受けている場合	5,500
当該計画の変更に係る直前の長期使用構造等確認(併願申請を含む)をセンター以外の者から受けている場合	別表 1 の額

※証明書等の郵送を希望する場合は2,200円×戸数を加算する。

別表3 共同住宅等の設計住宅性能評価及び変更設計住宅性能評価で、構造棟数が2以上の場合の追加料金
 (申請上1棟であるが、2以上の部分がエキスパンジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物のうち、住戸のある建築物の部分(以下「別棟」という。)が2以上存在する共同住宅等の場合)

(単位:円、消費税込(税率10%))

	(い) 別棟1棟の延べ面積	(ろ) 評価料金
共同住宅等	200㎡以内	26,400
	200㎡超 ~ 500㎡以内	50,600
	500㎡超 ~ 1,000㎡以内	81,400
	1,000㎡超 ~ 3,000㎡以内	160,600
	3,000㎡超 ~ 5,000㎡以内	294,800
	5,000㎡超 ~ 10,000㎡以内	515,900
	10,000㎡超 ~ 20,000㎡以内	951,500
	20,000㎡超 ~ 30,000㎡以内	1,278,200
	30,000㎡超	1,567,500

注意) 別棟1棟の延べ床面積区分ごとに別棟数分の料金を加算する。ただし、別棟のうち最大延べ床面積のものは除く。

別表4-1 建設住宅性能評価の評価料金

(単位：円、消費税込(税率10%))

	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 評価料金		
		基本料金	検査回数 加算額	選択項目(住戸数) 加算額
戸建住宅	200㎡以内	45,100	14,300×N	2,200×B
	200㎡超～500㎡以内	50,600	16,500×N	
	500㎡超	56,100	19,800×N	
共同住宅等	200㎡以内	35,200	16,500×N	(7,700+2,200×B) ×M
	200㎡超～500㎡以内	81,400	22,000×N	
	500㎡超～1,000㎡以内	130,900	29,700×N	
	1,000㎡超～2,000㎡以内	245,300	37,400×N	
	2,000㎡超～3,000㎡以内	245,300	46,200×N	
	3,000㎡超～5,000㎡以内	445,500	55,000×N	
	5,000㎡超～7,000㎡以内	781,000	70,400×N	
	7,000㎡超～10,000㎡以内	781,000	86,900×N	
	10,000㎡超～20,000㎡以内	1,401,400	115,500×N	
	20,000㎡超～30,000㎡以内	2,037,700	167,900×N	
	30,000㎡超	2,490,200	205,200×N	

表中、M：共同住宅等の評価対象住戸数、N：現場検査を行う回数、B：選択項目追加数
 ※ 5-2一次エネルギー消費量等級において、共用部を含む場合は別途見積もりとする。
 ※ 評価書等の交付は電子交付を原則とし、書面で発行し郵送を希望する場合は2,200円を加算する。

別表 4-2 建設住宅性能評価の評価料金（センター以外の者が設計住宅性能評価を行った場合）

（単位：円、消費税込（税率10%））

	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 評価料金		
		基本料金	検査回数 加算額	選択項目（住戸数） 加算額
戸建住宅	200㎡以内	67,100	14,300×N	2,200×B
	200㎡超 ～ 500㎡以内	75,900	16,500×N	
	500㎡超	85,800	19,800×N	
共同住宅等	200㎡以内	57,200	16,500×N	(7,700+2,200×B) ×M
	200㎡超 ～ 500㎡以内	133,100	22,000×N	
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	213,400	29,700×N	
	1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内	407,000	37,400×N	
	2,000㎡超 ～ 3,000㎡以内	407,000	46,200×N	
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	741,400	55,000×N	
	5,000㎡超 ～ 7,000㎡以内	1,298,000	70,400×N	
	7,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	1,298,000	86,900×N	
	10,000㎡超 ～ 20,000㎡以内	2,354,000	115,500×N	
	20,000㎡超 ～ 30,000㎡以内	3,422,800	167,900×N	
	30,000㎡超	4,183,000	205,200×N	

表中、M：共同住宅等の評価対象住戸数、N：現場検査を行う回数、B：選択項目追加数
 ※ 5-2一次エネルギー消費量等級において、共用部を含む場合は別途見積もりとする。
 ※評価書等の郵送を希望する場合は2,200円を加算する。

別表5 変更建設住宅性能評価の評価料金

(単位：円、消費税込(税率10%))

	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 評価料金		
		基本料金	検査回数 加算額	選択項目(住戸数) 加算額
戸建住宅	200㎡以内	40,700	14,300×N	2,200×B
	200㎡超～500㎡以内	46,200	16,500×N	
	500㎡超	51,700	19,800×N	
共同住宅等	200㎡以内	35,200	16,500×N	(3,300+2,200×B) ×M
	200㎡超～500㎡以内	81,400	22,000×N	
	500㎡超～1,000㎡以内	130,900	29,700×N	
	1,000㎡超～2,000㎡以内	245,300	37,400×N	
	2,000㎡超～3,000㎡以内	245,300	46,200×N	
	3,000㎡超～5,000㎡以内	445,500	55,000×N	
	5,000㎡超～7,000㎡以内	781,000	70,400×N	
	7,000㎡超～10,000㎡以内	781,000	86,900×N	
	10,000㎡超～20,000㎡以内	1,401,400	115,500×N	
	20,000㎡超～30,000㎡以内	2,037,700	167,900×N	
	30,000㎡超	2,490,200	205,200×N	
<p>表中、M：共同住宅等の評価対象住戸数、N：現場検査を行う回数、B：選択項目追加数 ※ 5-2一次エネルギー消費量等級において、共用部を含む場合は別途見積もりとする。 ※評価書等の郵送を希望する場合は2,200円を加算する。</p>				
別表5の表中(い)欄の1棟の延べ面積は、次の各項目の左欄に掲げる区分に応じ、右欄について算定する。				
(1)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価をセンター以外の者から受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)		
(2)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価をセンターから受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)		
(3)	センターが建設住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更して住宅を建築する場合			

別表6 建設住宅性能評価で室内空気中の化学物質濃度等の測定を行う場合の追加料金

(単位：円、消費税込(税率10%))

	(い) 測定物質の種類	(ろ) 追加料金
戸建住宅	ホルムアルデヒドのみ	25,300
	トルエン等その他の物質を含む	35,200
共同住宅等	ホルムアルデヒドのみ	$24,200 \times k + 12,100 \times m$
	トルエン等その他の物質を含む	$24,200 \times k + 22,000 \times m$
<p>表中、m：室内空気中の化学物質の濃度等の測定戸数 k：$\{1 + (m-1) / 20\}$ の整数(小数点以下切り捨て)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定の方法は、簡易測定機器(測定バッジによるパッシブ採取方式)による。 ・評価方法基準6-3(3)イ採取条件③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定は、申請者が行うものとする。 ・新築住宅に係る戸建住宅の測定は竣工検査と同時に行うものとする。 		

別表7 建設住宅性能評価における再検査に係る追加料金

(単位：円、消費税込(税率10%))

	(い) 建設住宅性能評価の申請時の床面積	(ろ) 追加料金
戸建住宅	200㎡以内	14,300
	200㎡超 ～ 500㎡以内	16,500
	500㎡超	19,800
共同住宅等	200㎡以内	16,500
	200㎡超 ～ 500㎡以内	22,000
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	29,700
	1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内	37,400
	2,000㎡超 ～ 3,000㎡以内	46,200
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	55,000
	5,000㎡超 ～ 7,000㎡以内	70,400
	7,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	86,900
	10,000㎡超 ～ 20,000㎡以内	115,500
	20,000㎡超 ～ 30,000㎡以内	167,900
30,000㎡超	205,200	

別表 8 建設住宅性能評価における共同住宅等の検査住戸数を割増す場合の追加料金
(単位：円、消費税込(税率10%))

共同住宅等	追加検査を行う住戸1戸あたり、33,000
-------	-----------------------

別表 9 建設住宅性能評価の評価料金の返還額
(単位：円、消費税込(税率10%))

	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 評価料金の返還額		
		評価対象住戸の全部が取り下げられた場合(※1)	室内空気中の化学物質濃度等の測定を取り下げる場合	
戸建住宅	200㎡以内	$14,300 \times n$	4,400	(ホルムアルデヒドのみ) 25,300
	200㎡超 ~ 500㎡以内	$16,500 \times n$		(トルエン等その他の物質を含む) 35,200
	500㎡超	$19,800 \times n$		
共同住宅等	200㎡以内	$16,500 \times n$	4,400 × h	(ホルムアルデヒドのみ) $24,200 \times k + 12,100 \times j$ (トルエン等その他の物質を含む) $24,200 \times k + 22,000 \times j$
	200㎡超 ~ 500㎡以内	$22,000 \times n$		
	500㎡超 ~ 1,000㎡以内	$29,700 \times n$		
	1,000㎡超 ~ 2,000㎡以内	$37,400 \times n$		
	2,000㎡超 ~ 3,000㎡以内	$46,200 \times n$		
	3,000㎡超 ~ 5,000㎡以内	$55,000 \times n$		
	5,000㎡超 ~ 7,000㎡以内	$70,400 \times n$		
	7,000㎡超 ~ 10,000㎡以内	$86,900 \times n$		
	10,000㎡超 ~ 20,000㎡以内	$115,500 \times n$		
	20,000㎡超 ~ 30,000㎡以内	$167,900 \times n$		
	30,000㎡超	$205,200 \times n$		
(※1) 共同住宅等で評価対象住戸の一部が取り下げられた場合 $4,400円 \times h$				
表中、n：未実施の現場検査回数、 h：取り下げられた評価対象住戸数 j：室内空気中の化学物質の濃度等の未測定住戸数 k：{1+ (j-1) /20} の整数(小数点以下切り捨て)				

別表 10 評価書等の再交付の料金 (特記なき限り、消費税込(税率10%) とする)
(単位：円)

設計住宅性能評価書 又は 建設住宅性能評価書	1戸につき、5,500
長期使用構造等確認書	1戸につき、2,200

※評価書等の郵送を希望する場合は2,200円を加算する。